平成２８年（フ）第６８３号
埼玉県春日部市大枝948番地７　エステートピア勇101号
債務者　松浦美知子
１　決定年月日時　平成28年12月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第６９５号
埼玉県越谷市越ヶ谷２丁目３番７号　ファイン越谷301、旧住所埼玉県越谷市南越谷４丁目８番地６　キャピタル新越谷603号
債務者　兼平　貴子
１　決定年月日時　平成28年12月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第８９号
長野県飯田市鼎上山2923番地１（熊谷南コーポ106号）
債務者　熊谷　淳子
１　決定年月日時　平成28年12月26日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２８年（フ）第５２号
長野県伊那市西箕輪4590番地106
債務者　白鳥まゆみ
１　決定年月日時　平成28年12月26日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２８年（フ）第４６号
和歌山県西牟婁郡上富田町岩田2440番地の12
債務者　稗田　泰典
１　決定年月日時　平成28年12月26日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２８年（フ）第４７２号
熊本市東区西原２丁目32番26号　サンハイツ中村105、前住所熊本市中央区帯山４丁目４番34号
債務者　工藤　敦子
１　決定年月日時　平成28年12月26日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１５９号
奈良市大宮町４丁目270番地の４　ハイツ新大宮503号
債務者　登　　裕美
１　決定年月日時　平成28年12月26日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月１日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第１３８号
新潟県長岡市下山４丁目25番地２
債務者　五十嵐真由美
１　決定年月日時　平成28年12月26日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月２日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２８年（フ）第２６７号
長崎県長崎市宿町220番地　市営宿町第２アパート６棟302号
債務者　髙田　勇鷹
１　決定年月日時　平成28年12月26日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月３日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３３１号
奈良県桜井市大字金屋62番地の15
債務者　藤尾　健二
１　決定年月日時　平成28年12月26日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月６日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第３２３号
和歌山市田中町５丁目１番地８　エンゼルヴィフラッツ和歌山701
債務者　中村久美子
１　決定年月日時　平成28年12月22日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第３２８号
和歌山市鳴神50番地　コスモマンション102号
債務者　栄川こと　榮川　知之
１　決定年月日時　平成28年12月22日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第３３１号
和歌山市西488番地
債務者　土井　公和
１　決定年月日時　平成28年12月22日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第３３４号
和歌山市松島36番地20　シアラ松島Ｂ号
債務者　西　みやび
１　決定年月日時　平成28年12月22日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第３３８号
和歌山市新庄427番地15
債務者　田村　重一
１　決定年月日時　平成28年12月22日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

破産手続廃止

平成２８年（フ）第４１号
（最後の住所）千葉県野田市尾崎263番地の19
破産者　亡千田榮次相続財産
１　決定年月日　平成28年12月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第１４０号
長野市大字栗田624番地
破産者　株式会社ビッグスポット
１　決定年月日　平成28年12月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第５９０号
埼玉県川口市北原台１丁目12番１号―104号
破産者　有限会社彩玉美工
１　決定年月日　平成28年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係